

7 許可取得後の届出事項等

(1) 許可取得後の変更届

許可の取得後に下表（P44～47）の変更事項に該当する事項が生じた場合には、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を各届出期間内に提出してください。

【提出場所】 千葉県知事許可 管轄の地域整備センター(整備事務所、出張所)：裏表紙参照
国土交通大臣許可 千葉県県土整備部建設・不動産課

【提出部数】 千葉県知事許可 ①届出様式・添付書類 3部（正本、写し、控え 各1部）
（2穴・紐とじ 又はホチキス留め）

②確認資料（①とは別とじ）1部（とじ方は①と同様）

国土交通大臣許可 ①届出様式・添付書類

・正本：1部 写し：営業所の所在する都道府県数 控え：1部
（とじ方は千葉県知事許可と同様）

②確認資料 県に届出後、直接国土交通省関東地方整備局
あて郵送してください。

※「国土交通大臣許可申請(変更届)などの確認資料について」参照

①事業年度終了届（決算終了届）

事業年度の終了届は下表により事業年度終了後4月以内に提出しなければなりません（郵送不可）。

届出様式	添付書類	備考	届出期間
変更届出書 (事業年度 終了届)	①工事経歴書(様式第2号)		事業年度 終了後 4月以内
	②直前3年の各事業年度における工事 施工金額(様式第3号)		
	③財務諸表 法人⇒ 貸借対照表(様式第15号) 損益計算書(様式第16号) 株主資本等変動計算書(様式第17号) 注記表(様式第17号の2) 附属明細表(様式第17号の3) 個人⇒ 貸借対照表(様式第18号) 損益計算書(様式第19号)	※建設業法施行規則に定める様 式による(株主総会や税務署に 提出した決算報告書では不可) ※附属明細表は資本金1億円超 または貸借対照表の負債の部 に計上した金額の合計額が 200億円以上の株式会社のみ 提出 ※注2参照	
	④事業報告書	株式会社のみ添付。特例有限会社 は提出不要。	
	⑤納税証明書	注1参照	
	⑥使用人数(様式第4号)		
	⑦建設業法施行令第3条に規定する使用 人の一覧表(様式第11号)	これまでの届出事項に変更があ った場合のみ添付	
	⑧定款		

注1：納税証明書は次により提出してください。

【千葉県知事許可】法人：法人事業税(県税事務所(支所)で発行)

個人：個人事業税(同上)

※千葉県県税条例施行規則第40号様式(その1)(事業税の納付すべき額及び納付済額が記入されたもの)
により提出してください。

【国土交通大臣許可】法人：法人税(税務署で発行)

個人：所得税(同上)

注2：有価証券報告書提出会社は、その写しの提出をもって附属明細書表の提出に代えることができます。

②変更届

許可取得後、下記の事項に変更が生じた場合は変更の届出が必要です。

届出様式の入手方法はP82～84参照。

No	変更事項	届出様式	添付書類	確認資料(別とじ)	届出期間	
1	商号	様式第22号の2 (1面)	登記事項証明書(登記簿謄本)		変更後 30日 以内	
2	営業所の名称 ・所在地	様式第22号の2 (1面、2面)	登記事項証明書(登記簿謄本) ※法人の場合のみ添付	①住民票(個人事業主の場合) ②営業所の確認資料(P39参照)		
3	営業所の新設	様式第22号の2 (1面、2面)	①No.11の届出書、添付書類及び確認資料 ②No.13の届出書、添付書類及び確認書類 (No.3とは別とじ)	営業所の確認資料(P39参照)		
4	営業所の廃止	様式第22号の2 (1面、2面)	①使用人の一覧表(様式第11号) ②No.13の届出書			
5	営業所の業種追加	様式第22号の2 (1面、2面)	No.13の届出書、添付書類及び確認資料 (No.5とは別とじ)			
6	営業所の業種廃止	様式第22号の2 (1面、2面)	No.13の届出書(No.6とは別とじ)			
7	資本金額 (又は出資総額)	様式第22号の2 (1面)	①登記事項証明書(登記簿謄本) ②株主調書			
8	法人の役員	新任	様式第22号の2 (1面)	①様式第1号の別紙1 ②誓約書(様式第6号) ③許可申請者の略歴書(様式第12号) ④登記事項証明書 ⑤成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ⑥身分証明書(本籍地の市町村が発行したもの)		⑤、⑥は確認資料と一緒にとじる(千葉県知事許可の場合)
		退任	様式第22号の2 (1面)	登記事項証明書(登記簿謄本)		
		代表者(申請人)の交替	様式第22号の2 (1面)	①様式第1号の別紙1 ②誓約書(様式第6号) ③許可申請者の略歴書(様式第12号) (新代表者のもの。旧代表者が役員として残る場合、記載内容変更があるときは旧代表者のものも添付) ④登記事項証明書(登記事項に変更がある場合に限る)		
		役員の氏名(改姓・改名)	様式第22号の2 (1面)	登記事項証明書(登記簿謄本) (法人の役員又は支配人の場合)		
9	個人事業主又は支配人の氏名(改姓・改名)	様式第22号の2 (1面)		戸籍抄本又は住民票(氏名の変更を確認できるもの)		
10	個人の支配人	新任	様式第22号の2 (1面)	①誓約書(様式第6号) ②許可申請者の略歴書(様式第12号) ③登記事項証明書 ④成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ⑤身分証明書(本籍地の市町村が発行したもの)	④、⑤は確認資料と一緒にとじる(千葉県知事許可の場合)	
		退任	様式第22号の2 (1面)	登記事項証明書(登記簿謄本)		

No	変更事項	届出様式	添付書類	確認資料(別とじ)	届出期間	
11	建設業法施行令第3条に規定する使用者	様式第22号の2 (1面)	①誓約書(様式第6号) ②使用人の一覧表(様式第11号) ③使用人の略歴書(様式第13号) ④成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ⑤身分証明書(本籍地の市町村が発行したもの)	常勤性の確認資料(P43参照) ④、⑤は確認資料と一緒にとじる(千葉県知事許可の場合)	変更後 30日 以内	
12	経営業務の管理責任者	交替・追加	様式第7号	①常勤性の確認資料(P41参照) ②経営経験の確認資料(P41参照)		
		改姓・改名	様式第7号	戸籍簿又は住民票(氏名の変更を確認できるもの)		
		削除等	様式第22号の3			
13	専任技術者(P51参照)	交替・変更・追加	様式第8号(1)	①実務経験証明書(様式第9号) ②指導監督的実務経験証明書(様式第10号) ③卒業証明書 ④資格証明書(写) *①～④は必要に応じ提出		①常勤性の確認資料(P43参照) ②左記①の場合、実務経験の確認資料(P43参照) ③左記②の場合、指導監督的実務経験の確認資料(P43参照)
		改姓・改名	様式第8号(1)	戸籍簿又は住民票(氏名の変更を確認できるもの)		
		削除等	様式第22号の3	※一部廃業等に伴う削除の場合		
14	国家資格者等・監理技術者	有資格区分の変更・追加	様式第11号の2	①実務経験証明書(様式第9号) ②指導監督的実務経験証明書(様式第10号) ③卒業証明書 ④資格証明書(写) *①～④は必要に応じ提出		①左記①の場合、実務経験の確認資料(P43参照) ②左記②の場合、指導監督的実務経験の確認資料(P43参照)
		削除	様式第11号の2			

★千葉県知事許可に関する変更届については、No.3、No.5、No.12、No.13、No.14 以外は郵送でも受け付けます。管轄の地域整備センター(整備事務所・出張所)あて、返信用の封筒(送付先記載・受け付け後の届出者控えを送付するために要する金額の切手を貼付)を同封してください。

●国土交通大臣許可業者の確認資料は、千葉県知事の場合と一部異なります。
詳細は国土交通省関東地方整備局発行の「国土交通大臣許可申請(変更届)などの確認資料について」をご参照ください。

③廃業届

廃業等の理由により建設業を営業しなくなった場合には、30日以内に廃業届を提出しなければなりません。

廃業の区分	廃業の原因	届出義務者	届出様式
全部 廃業	許可を受けた事業主が死亡したとき	その相続人	様式 第22号の4
	法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	
	法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	その清算人	
	許可を受けた建設業をすべて廃止したとき (特定建設業から一般建設業にする場合も含む)	法人・・・その役員 個人・・・本人	
	会社が破産したとき	原則として破産管財人	
一部 廃業	許可を受けた建設業のうち、一部を廃止したとき	法人・・・その役員 個人・・・本人	

* 許可業者名と届出者が異なる場合は、その理由を届出者名の下に付記してください。

* 一部廃業の場合、廃止した業種の専任技術者について変更届が必要になります (P51 参照)。

* 同じ業種について「特 般」にするときは、廃業届が必要になります。ただし、法第 29 条に該当することにより、特定の許可を継続することができなくなった場合に限り (財産的要件を満たさないことによる般・特新規申請の場合は廃業届は不要)。

* 一部廃業の場合には、併せて営業所の業種廃止の変更届 (P45 の No. 6 参照) の提出が必要です。

(2) 変更届の記載例等

① 変更届出書（事業年度終了届）

変更届出書 (事業年度終了届)

平成21年12月18日

許可年月日

平成21年 6月10日

許可番号 ~~国土交通大臣~~

許可(般一特-21)第51329号

千葉県知事

千葉市中央区市場町1-1

なのはな建設株式会社

届出者

代表取締役 植 一郎

印

~~関東地方整備局長~~

様

千葉県知事

事業年度(第15期 平成20年 9月 1日から平成21年 8月31日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

提出対象は大会社のみ
(P44 参照)

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
(7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 使用人数
(10) 令第3条に規定する使用人の一覧表 (11) 国家資格者等・監理技術者一覧表
(12) 定款 (13) 事業税納付済額証明書

株式会社のみ添付
(特例有限会社は不要)

記載要領

1.

国土交通大臣
知事

 については、不要のものを消すこと。
2. (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

参考：事業報告書について

1. 事業報告書は、会社法第435条に基づき、すべての株式会社に作成が義務付けられているものです。建設業法では特段の様式を定めておりませんので、会社法に従って作成したものを提出してください。

なお、記載内容や添付書類はその株式会社の形態等（公開会社か否かなど）によって異なりますので、詳しくは会社法施行規則第118条から128条を参照してください。

2. 定時株主総会招集の通知の際、計算書類や事業報告書等をまとめた資料を作成している場合には、事業報告書に代えてそれらの資料を事業年度に添付しても構いません。

②変更届出書（様式第二十二号の二）
第一面

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
00006

変更届出書
(第一面)

下記のとおり、
{ (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員 の氏名 (5)個人業者の氏名 }
{ (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 } について変更があつたので届出をします。
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長
北海道開発局長
千葉県知事 殿

千葉市中央区市場町1-1
(株)カワモト建設
届出者 代表取締役 鈴木 二郎

大臣コード
国土交通大臣 許可 (一般) 第 054219 号
千葉県知事 許可 (一般) 第 3612 号
許可年月日 平成 17 年 04 月 28 日

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(有)川本建設	(株)カワモト建設	平成○年○月○日	
資本金	3,000千円	10,000千円	平成○年○月○日	
代表取締役の変更	森 幸一	鈴木 二郎	平成○年○月○日	
営業所の業種廃止 (船橋営業所)	土木、とび・土工	土木	平成○年○月○日	
営業所の業種助成業種廃止、従たる営業所の所在地の変更など、第二記載事項の変更があつた場合に第二面記載する				
37~44のカラムには変更のあつた部分のみ記入				

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内
◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

両方に記入

両方に記入

両方に記入

両方に記入

郵便番号 43- - 電話番号

資本金額又は出資総額 44 10000 (千円)

連絡先 所属等 係務課 氏名 山田 栄 電話番号 043-223-3108
ファックス番号 043-226-4012

第二面

従たる営業所の開設・廃止、営業所の業種助成業種廃止、従たる営業所の所在地の変更などの事実の変更があった場合に記載する。

(第二面)

(用紙A4)

区分 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の開設 4. 従たる営業所の廃止)

許可番号 国土交通大臣 許可 (般一17) 第 号 平成 年 月 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、開設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業	<input type="text" value="83"/>	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 造 防 内 機 給 通 園 井 具 水 汚 清	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

変更事実ある営業所について記載する。

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	<input type="text" value="84"/>	フリガナ フナバシエイゴウシヨ	輪 橋 資 業 所
従たる営業所の所在地市区町村コード	<input type="text" value="85"/>	<input type="text"/>	都道府県名 <input type="text"/>
従たる営業所の所在地	<input type="text" value="86"/>	<input type="text"/>	市区町村名 <input type="text"/>
郵便番号	<input type="text" value="87"/>	<input type="text"/>	電話番号 <input type="text"/>
営業しようとする建設業	<input type="text" value="88"/>	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 造 防 内 機 給 通 園 井 具 水 汚 清	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

変更事実ある部分について記載する。

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	<input type="text" value="84"/>	フリガナ	
従たる営業所の所在地市区町村コード	<input type="text" value="85"/>	<input type="text"/>	都道府県名 <input type="text"/>
従たる営業所の所在地	<input type="text" value="86"/>	<input type="text"/>	市区町村名 <input type="text"/>
郵便番号	<input type="text" value="87"/>	<input type="text"/>	電話番号 <input type="text"/>
営業しようとする建設業	<input type="text" value="88"/>	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 造 防 内 機 給 通 園 井 具 水 汚 清	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	<input type="text" value="84"/>	フリガナ	
従たる営業所の所在地市区町村コード	<input type="text" value="85"/>	<input type="text"/>	都道府県名 <input type="text"/>
従たる営業所の所在地	<input type="text" value="86"/>	<input type="text"/>	市区町村名 <input type="text"/>
郵便番号	<input type="text" value="87"/>	<input type="text"/>	電話番号 <input type="text"/>
営業しようとする建設業	<input type="text" value="88"/>	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 造 防 内 機 給 通 園 井 具 水 汚 清	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

③専任技術者変更（様式第八号（1）、様式第二十二号の三）等の具体例

専任技術者の変更等については、「様式第八号（1）」（P25 参照）により下表の例に従い提出してください。

例 6 については、「届出書（様式第二十二号の三）」（P52 参照）により提出してください。

具 体 例		項番 61 の該当区分	
現在の専任技術者に代えて新たな者を専任技術者にする場合	例 1	A さん(建)⇒B さん(建)	A さん「4」交代に伴う削除 B さん「3」専任技術者の追加
	例 2	A さん(建)(大) ⇒B さん(建)、C さん(大)	A さん「4」交代に伴う削除 B さん「3」専任技術者の追加 C さん「3」専任技術者の追加
専任技術者の有資格区分に変更があった場合	例 3	A さん(建) ⇒ A さん(建) (2 級建築士) (1 級建築士)	A さん「2」有資格区分の変更
専任技術者の担当業種に変更があった場合	例 4	A さん(建)、B さん(大) ⇒A さん(建)(大)	A さん「2」有資格区分の変更 B さん「4」交代に伴う削除
専任技術者の改姓・改名	例 5	A さん ⇒ A`さん	A さん「4」交代に伴う削除 A`さん「3」専任技術者の追加
一部廃業の場合	例 6	大工工事業を廃業する場合 A さん(建)、B さん(大) ⇒ A さん(建)	B さん 届出書(様式第二十二号の三)で削除 A さん 届出不要 *廃業届(様式第二十二号の四)で一部業種の廃業の届出、様式第二十二号の二による営業所の業種の廃止の届出も併せて必要

《作成上の留意事項》

- 1 専任技術者証明書（様式第八号(1)）は、項番 61 欄の区分ごとに別葉で作成してください。
- 2 専任技術者の交替に伴う削除（項番 61 が「4」）をする場合は、担当業種又は有資格区分の変更（項番 61 が「2」）または専任技術者の追加（項番 61 が「3」）の届出を同時に提出してください（例 1、2、4）。
- 3 すでに専任技術者になっている者の担当業種を追加する場合、これまでの担当業種に関する資格についても項番 65 欄（有資格区分）に記載してください（例 4：A さんについて「建」と「大」の有資格コードを記入する）。
- 4 営業所の業種廃止もしくは一部廃業に伴い、専任技術者を削除する場合または法第 7 条第 2 号もしくは法第 15 条第 2 号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（様式第二十二号の三）を提出してください（例 6）。

注意 一部の業種の廃止の際に、廃業しない業種について引き続き専任技術者となる者及び営業所の廃止等に伴い所属営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、「専任技術者証明書（様式第八号(1)）」の該当区分（「2」または「5」）で届け出るようになります。

(3) 標識の掲示等

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲げなければなりません。(法第四十条)

(1) 店舗に掲げる標識 様式第二十八号

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 千葉県知事 許可()第 号	
~~~~~			
		国土交通大臣 千葉県知事 許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

← 40 cm 以上 →

↑ 35 cm 以上 ↓

(2) 建設工事の現場に掲げる標識 様式第二十九号

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 千葉県知事 許可( )第 号	
許可年月日			

← 40 cm 以上 →

↑ 40 cm 以上 ↓

※ 標識の材質は問わない。また、県が指定する標識作製業者はない。

#### 〈記載要領〉

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第二十六条第二項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第二十六条第三項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第七条第二号ハ又は法第十五条第二号イの規定に該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第二十六条第四項の規定に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣  
千葉県知事」については、不要なものを消すこと。

## (4) 建設業者として守るべき主な事項

### 1 建設工事の請負契約を結ぶとき

#### (1) 書面による契約

請負契約は、民法の規定によれば両当事者の合意によって成立する諾成契約とされており、口頭でも有効に成立します。しかし、それでは内容が不明確、不正確であり、紛争の原因ともなりかねないので、建設業法では、建設工事の請負契約を締結する際には、以下の①から⑭までの事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないと規定しています（建設業法第19条第1項）。

また、契約については、工事施工前に結ぶ必要があります。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

なお、相手方の承諾があれば、書面の交付に代えて、電子メール等の電子的な手段により契約することができます

#### (2) 契約の内容

中央建設業審議会が「公共工事標準請負約款」や「民間工事標準請負約款」を定めていますので、できる限りこれに従って公正な契約を締結してください。国土交通省のホームページからダウンロードすることができます。（[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html)）

（アドレスは平成21年2月現在。以下同じです）

#### (3) 注文者の義務

##### ア 不当に低い請負代金の禁止

注文者がその取引上の地位を不当に利用し、その工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはなりません（建設業法19条の3）。

イ 不当な使用資材などの購入強制の禁止

注文者が、請負契約の締結後にその取引上の地位を不当に利用して、受注者が使用する資材、機械器具などやその購入先を指定して、受注者の利益を害することも禁止しています（建設業法 19 条の 4）。

ウ 見積期間の設定

注文者は、入札や随意契約の前に、工事内容、工期などをできるだけ具体的に示して、一定の見積期間を設けなければなりません（建設業法 20 条第 3 項）。

見積期間は、工事の予定金額により定められており、

(ア) 予定金額が 500 万円未満	…	中 1 日以上
(イ) 予定金額が 500 万円以上 5,000 万円未満	…	中 10 日以上
(ウ) 予定金額が 5,000 万円以上	…	中 15 日以上

となっています。

なお、やむを得ない場合は、(イ)については中 5 日以上まで、(ウ)については中 10 日以上まで短縮できます。

(4) 受注者の義務

ア 見積書の作成と提示

建設業者は、建設工事の請負契約を締結する際には、工事内容に応じて、工事の種類ごとに材料費、労務費その他経費の内訳を明らかにして見積を行うよう、努力義務が定められています。

また、注文者から請求があったときには、契約成立前に見積書を提示しなければなりません（建設業法第 20 条第 1 項、第 2 項）。

イ 前金払の際の保証

前金払をするときに、注文者から保証人の請求があれば、受注者は、500 万円未満の軽微な工事を除き、金銭保証人又は工事完成保証人を立てたり、東日本建設業保証(株)のような、前払金保証会社による前金払いの保証を受けたりする必要があります（建設業法第 21 条）。

ウ 現場代理人の選定

受注者が、工事現場に現場代理人を置くときは、その現場代理人の権限、注文者の現場代理人の行為について注文者に意見を申し出る方法を書面により通知しなければなりません（建設業法 19 条の 2）。

(5) 一括再下請（丸投げ）の禁止

建設業者は、その請け負った建設工事を一括して、他人に請け負わせてはなりません。下請業者が孫請け業者に一括して丸投げをすることも同様です（建設業法第 22 条第 1 項）。

一括再下請は、建設業法第 22 条第 3 項の規定により、元請が発注者からのあらかじめ書面による承諾を得た場合は例外的に許容されています。しかし、公共工事の場合、いかなる場合があっても一括再下請はできません（公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第 12 条）。

なお、平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負う民間の共同住宅の新築に関する工事についても、全面的に禁止されることになりました。

2 特定建設業者の義務

(1) 施工体制台帳等の作成

ア 施工体制台帳

特定建設業者が発注者から直接請け負う元請となって 3,000 万円以上（建築一式工事の場合は 4,500 万円以上）を下請に出すときは、下請、孫請けなど当該工事に係るすべての業者名（無許可業者を含みます）、それぞれの工事の内容、工期などを記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備え付けなければなりません。また、下請に対して再下請通知をしなければならない旨を通知し、かつ、工事現場の

見やすい場所に、元請である特定建設業者の名称と再下請通知書の提出先を掲示しなければなりません（建設業法 24 条の 7 第 1 項、第 2 項）。

その特定建設業者は、発注者からの請求があれば工事現場ごとに備えた施工体制台帳を閲覧させなければならないほか、公共工事ではその写しを発注者に提出しなければなりません（同条第 3 項）。

#### イ 施工体系図

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、当該台帳や下請業者からの再下請の通知をもとに、各下請の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所（公共工事の場合はこれに加えて公衆の見えやすい場所）に掲示しなければなりません（建設業法第 24 条の 7 第 4 項）

#### ウ 県発注工事の特例

県発注工事では、元請業者は、請負金額が 2,500 万円以上の場合、施工体制台帳等を作成しなければなりません（千葉県建設工事適正化指導要綱第 11 条）。

この場合、一般建設業者であっても、施工体制台帳等を作成します。

(2) 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事の下請負人が、その下請負人に係る建設工事の施工に関し、

ア 建設業法の規定

イ 建設工事の施工に関する法令（建築基準法、宅地造成規制法）

ウ 建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）

の規定に違反しないように、下請負人の指導に努めなければなりません。（建設業法第 24 条の 6 第 1 項）

(3) (2)の特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者（無許可業者を含む）が違反していると認めたときには、その者に対し、違反している事実を指摘して、是正を求めるように努めなければなりません。（建設業法第 24 条の 6 第 2 項）

(4) (2)の特定建設業者が(3)により是正を求めたにもかかわらず、その建設業を営む者は違反している事実を是正しないときには、その特定建設業者は建設業者（許可業者）であるときは、許可行政庁又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者（無許可業者）であるときには、その建設工事の現場を管轄する都道府県知事に速やかにその旨を通知しなければなりません。

（建設業法第 24 条の 6 第 3 項）

※ 国土交通省では、建設業者が守るべき下請取引上のルールについて「建設業法令遵守ガイドライン」を定めています。次のホームページをご参照ください。

([http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010702_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010702_.html))

### 3 工事現場への技術者の配置

建設業者は、請け負った建設工事現場において、工事現場に技術者を配置しなければなりません。

詳しくは P18～19 をご参照ください。

## (5) 建設業法に違反すると

建設業者が建設業法や公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律等に違反すると、建設業法の監督処分の対象となります。処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の三種類があります。

### 1 指示処分

建設業者が建設業法やその他の法令に違反すると、監督行政庁※による指示処分の対象となります。指示処分とは、法令違反や不適正な事実を是正するために、企業がどのようなことしなければならないか、監督処分庁が命令するものです（建設業法第28条第1項）。

### 2 営業停止処分

建設業者が指示処分に従わない場合、監督行政庁による営業停止処分の対象となります。一括再下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などのその他の法令に違反した場合などには、指示処分なしで、直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します（建設業法第28条第3項）。

### 3 許可の取消処分

不正な手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したほか、役員などがP3の欠格要件に該当したり、また、営業所の所在が分からない場合においては許可の取消がなされます。一括再下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などのその他の法令に違反し、情状が特に重いと判断されると、指示処分、営業停止処分なしで、許可取消となります（建設業法第29条、第29条の2）。

### 4 処分の基準

指示処分や営業停止処分を行う場合の基準は各監督行政庁で定められており、千葉県の場合は、建設・不動産業課のホームページから閲覧できます。

### 5 監督処分の公表

監督処分を行った場合、監督行政庁で備え付けてある「建設業者監督処分簿」でその内容を閲覧できます（千葉県では建設・不動産業課にあります）。また、営業停止や許可の取消については千葉県報でその都度公告しています。

また、全国の建設業者の処分状況については、国土交通省のホームページから閲覧できます。

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/>)

### 6 指名停止

指示処分や営業停止処分を受けた建設業者に対し、千葉県の指名停止処分を行うことがあります。

※ 監督処分の処分権者（監督行政庁）は、原則としてその建設業者を許可した国土交通大臣又は都道府県知事です。



**(6)建設業許可証明**

(1)申請窓口

国土交通大臣許可……県土整備部建設・不動産課

千葉県知事許可……各地域整備センター（整備事務所）又は建設・不動産課

(2)証明手数料

1通につき、400円の県収入証紙を貼付してください。

申請枚数	枚
------	---

千建不許証第 号

証明書1通につき400円  
の千葉県収入証紙貼付

**建設業許可証明願**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 **(知事名)** 様

主たる営業所所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

商号又は名称 (株)なのはな建設

代表者氏名 代表取締役 千葉 一郎 ⑧

下記のとおり、建設業法第3条による許可がされていることを、証明願います。

記

主たる営業所所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

商号又は名称 (株)なのはな建設

代表者氏名 代表取締役 千葉 一郎

許可年月日及び許可番号	許可を受けた建設業の種類
平成 21年 4月 2日 国土交通大臣許可〔特_〕 千葉県知事許可〔般 21〕 第 65321号	土木工事業 とび・土工工事業
平成 年 月 日 国土交通大臣許可〔特_〕 千葉県知事許可〔般 〕 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣許可〔特_〕 千葉県知事許可〔般 〕 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣許可〔特_〕 千葉県知事許可〔般 〕 第 号	

不要なものを消す

複数の許可を受けている場合は許可日ごとに続けて記入

許可業種が多数ある場合欄略号で可

申請枚数  枚

千建不許証第  号

証明書1通につき400円  
の千葉県収入証紙貼付

## 建設業許可証明願

平成 年 月 日

千葉県知事 様

主たる営業所所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり、建設業法第3条による許可がされていることを、証明願います。

記

主たる営業所所在地

商号又は名称

代表者氏名

許可年月日及び許可番号	許可を受けた建設業の種類
平成 年 月 日 国土交通大臣許可〔特__〕 千葉県知事許可〔般__〕第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣許可〔特__〕 千葉県知事許可〔般__〕第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣許可〔特__〕 千葉県知事許可〔般__〕第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣許可〔特__〕 千葉県知事許可〔般__〕第 号	